

議案第 7 号

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正することについて

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙
のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

瀬戸内市長 武 久 顕 也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 年額による報酬は、年度途中で退職し、失職し、又は死亡した場合は、その年度の4月から退職、失職又は死亡(以下「退職等」という。)の日の属する月の前月までを月割計算によって算出した額と当該月の初日から退職等の日までを日割計算によって算出した額の合計額を支給し、年度途中で就任した場合は、その就任の日からその月の末日までを日割計算によって算出した額と翌月から3月までを月割計算によって算出した額の合計額を支給し、年度途中で就任し、かつ、年度途中で退職し、失職し、又は死亡した場合は、在職した期間に応じて月割計算及び日割計算によって算出した額を支給する。

2 月額による報酬は、月途中で退職し、失職し、又は死亡した場合は、その退職等の日の属する月の初日から退職等の日までを日割計算によって算出した額を支給し、月途中で就任した場合は、その就任の日からその月の末日までを日割計算によって算出した額を支給し、月途中で就任し、かつ、その月途中で退職等した場合は、その月の在職日数に応じて日割計算によって算出した額を支給する。

3 前2項において、支給する額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額を支給する額とする。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別表中「日当(1日につき)」を「宿泊手当(1夜につき)」に、「75,000円」を「85,000円」に、「35,000円」を「40,000円」に、「

県外

2,100円

県内(瀬戸内市内を除く) 1,600円

」を「

2,400円

夕食、朝食の一方が宿泊料に含まれる場合は1,600円、両方が含まれる場合は800円

」に、「

県外 12,000円

県内 10,000円

」を「

瀬戸内市職員等の旅費に関する条例の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額

」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第41号)新旧対照表

現行	改正後
(支給方法) <u>第4条 月額による報酬を受ける者が就任し、又は退職し、失職し、若しくは死亡したときは、それぞれその月分の全額を支給する。ただし、任期満了による退職後法令により引き続き職務を執行した者に対しては、その間支給する。</u> <u>2 月額による報酬を受ける者が退職し、又は失職した月に再び就任したときは、前項の規定にかかわらず、就任に伴うその月分の報酬は、支給しない。</u> <u>第5条 年額による報酬を受ける者が年度の中途において就任し、又は退職し、失職し、若しくは死亡したときの報酬額は、月額計算による。</u> <u>第6条 略</u> (委任) <u>第7条 略</u>	(支給方法) <u>第4条 年額による報酬は、年度の中途で退職し、失職し、又は死亡した場合は、その年度の4月から退職、失職又は死亡(以下「退職等」という。)の日の属する月の前月までを月割計算によって算出した額と当該月の初日から退職等の日までを日割計算によって算出した額の合計額を支給し、年度の中途から就任した場合は、その就任の日からその月の末日までを日割計算によって算出した額と翌月から3月までを月割計算によって算出した額の合計額を支給し、年度の中途から就任し、かつ、年度の中途で退職し、失職し、又は死亡した場合は、在職した期間に応じて月割計算及び日割計算によって算出した額を支給する。</u> <u>2 月額による報酬は、月の中途で退職し、失職し、又は死亡した場合は、その退職等の日の属する月の初日から退職等の日までを日割計算によって算出した額を支給し、月の中途から就任した場合は、その就任の日からその月の末日までを日割計算によって算出した額を支給し、月の中途から就任し、かつ、その月の中途で退職等した場合は、その月の在職日数に応じて日割計算によって算出した額を支給する。</u> <u>3 前2項において、支給する額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額を支給する額とする。</u> <u>第5条 略</u> (委任) <u>第6条 略</u>

別表(第1条、第2条関係)

	報酬	旅費				
		鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)
監査委員	月額 識見者 75,000円 議会選出 35,000円	瀬戸内市職員等の旅費に関する条例の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額	実費額	実費額 又は1キロメートルにつき 37円	県外 2,100円 県内(瀬戸内市内を除く) 1,600円	県外 12,000円 県内 10,000円
略						

別表(第1条、第2条関係)

	報酬	旅費				
		鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	宿泊手当(1夜につき)	宿泊料(1夜につき)
監査委員	月額 識見者 85,000円 議会選出 40,000円	瀬戸内市職員等の旅費に関する条例の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額	実費額	実費額 又は1キロメートルにつき 37円	2,400円 夕食、朝食の一方が宿泊料に含まれる場合は1,600円、両方が含まれる場合は800円	瀬戸内市職員等の旅費に関する条例の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額
略						